

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①はじめに

本市は、県内最大の人口を誇る北勢地域の中核的な都市であり、古くは宿場や市場のまちとして栄え、高度成長期以降は、臨海部に石油化学コンビナートが形成され、これまで全国有数の産業都市として発展を遂げてきた。近年では、世界最先端の半導体メモリ工場をはじめとした多様な産業集積により、高度部材供給拠点が形成されている。また、これら大手企業への部品供給やプラントのメンテナンス等を行う、様々な分野の技術力のある中小企業が多く存在しており、東南アジアを中心に海外へ進出する高い技術力を持つ企業もある。

②四日市市の人口・産業構造

本市の総人口は、住民基本台帳によると平成 20 年頃までは増加していたが、平成 20 年の 314,805 人をピークに人口減少傾向となっており、令和 7 年 2 月 1 日現在で、306,111 人となっている。また、生産年齢人口（15～64 歳）についても、最近の 5 年では、2.6%の減となっている（H27：189,755 人→R2：184,945 人 R2 国勢調査）。一方で、本市の昼夜間人口比率は 104.7%となっており、北勢地域の 94.7%より高く、近隣市町から本市への通勤、通学が多いことがわかる（R2 国勢調査）。

産業構造について事業所数でみると、第 3 次産業（サービス業その他）が最も高く 77.6%、次いで第 2 次産業（建設業、製造業）が 22.1%、第 1 次産業（農林漁業）は 0.3%に留まっている（令和 3 年経済センサスー活動調査）。

一方で、純付加価値額（企業の生産活動によって新たに生み出された価値のこと）では、全企業の 526,289 百万円の内、製造業が 149,138 百万円（28.3%）で 1 位、従業員数（企業単位別）においても、109,671 人の内、製造業が 24,873 人（22.6%）で 1 位となっている（令和 3 年経済センサスー活動調査）。

③中小企業者の実態

「2017 年版中小企業白書」において、起業・創業から事業展開・事業承継までの各ライフサイクル共通の課題として「人材確保」があげられており、前述の生産年齢人口の減少がこれを裏付けている。

そのような中、本市では、市内の遊休施設を活用し、豊かな経験と知見を持つ企業 OB が在籍する「四日市市企業 OB 人材センター」を設立し、市内中小企業の支援を行っているところである。これまで、企業からは、「人手不足」や「販路開拓」に関する相談が寄せられており、同センターでは、従業員・社員教育の支援を始め、生産管理、販路開拓等に関する相談業務を中心に行っている。

さらに、「財務省の法人企業統計調査年報」において、大企業に比して中小企業が

所有している設備の老朽化が指摘されているように、本市も例外ではなく、中小企業における人手不足や、設備の老朽化による労働生産性の低下に対応した事業基盤の構築は、市域全体の課題となっている。

(2) 目標

本市では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内の各中小企業者における先端設備等の導入を促すことで、地域雇用の創出や事業環境の改善を図ることで地域産業の発展を目指す。

これにより、本市は県内で設備投資が活発な自治体の一つとなり、北勢地域のみならず三重県を牽引する産業都市として、更に経済発展していくことが期待される。

これを実現するための目標として、計画期間中に 200 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した市内事業者の労働生産性が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業を中心に、卸売業・小売業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、中心市街地、臨海部、内陸部と広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、四日市市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業を中心に、卸売業・小売業、サービス業等多岐にわたる産業が本市の経済、雇用を支えている。特に製造業では製造品出荷額が、市町村別ランキングで 11 位となっており、その構成は石油製品・石炭製品が 21.0%、化学工業が 28.0%、電子部品・デバイス・電子回路が 33.0%と多様な産業が本市の強みとなっている（2023 年経済構造実態調査：2022 年実績）。これら多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率 3%以上資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域産業の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に事業主または従業員が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 市は、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 市は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。